

津市コンベンション開催等支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市におけるコンベンションの開催等を支援することにより、本市の交流人口の増加、地域経済の活性化、観光及び文化の振興等を図るため、津市補助金等交付規則（平成18年津市規則第44号。以下「規則」という。）の規定に基づき補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「コンベンション」とは、各種大会、会議、講習会その他これらに類するものをいう。

(名称)

第3条 第1条の補助金は、「コンベンション開催等支援補助金」（以下「補助金」という。）と称する。

(交付の対象等)

第4条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）、補助金額、交付限度額及び交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、別表のとおりとし、予算で定める範囲内において、これを交付するものとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(交付申請の期限)

第5条 規則第3条第1項の別に定める期日は、事業を実施する日の1月前とする。ただし、事業の実施が4月であるときは、市長が別に定める期日とする。

(実績の報告)

第6条 規則第12条の規定による実績報告書（規則第6号様式）の提出は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了する日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を添えてこれを行わなければならない。

- (1) 開催事業の主催者にあつては、宿泊者数及び支出額を証する書類並びにその他市長が必要と認める書類
- (2) 誘致事業の誘致者にあつては、旅程表及び旅行者氏名一覧、支出額を証する書類並びにその他市長が必要と認める書類

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この訓は、平成25年7月12日から施行し、改正後の津市コンベンション開催等支援補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、同年4月1日以後に実施した補助対象事業について適用する。
- 2 平成25年4月1日からこの訓の施行の日までに実施した新要綱第4条に規定する補助対象事業に係る規則第3条第1項の別に定める期日は、第5条の規定にかかわらず、同年7月31日とする。

別表（第4条関係）

補助対象事業	交付対象経費	補助金額	交付限度額			交付対象者
			区分	開催日が1日	開催日が2日以上	
<p>次の要件のいずれにも該当するコンベンションを開催する事業</p> <p>(1) 本市の区域内の施設等を会場として、開催規模が東海3県（三重県、愛知県及び岐阜県をいう。）規模以上であること。</p> <p>(2) 参加人数が200人以上で、かつ、開催に伴い、開催日の前日又は当日に本市の区域内のホテル、旅館等の宿泊施設を利用して宿泊する者（以下「宿泊者」という。）が延べ100人以上であること。</p> <p>(3) 主催者又は共催者が国及び地方公共団体でないこと。</p> <p>(4) 主催者又は共催者が営利法人その他営利を目的とする事業活動を行っていないこと。</p> <p>(5) 政治又は宗教活動を目的とするものでないこと。</p> <p>(6) 公序良俗に反するものでないこと。</p> <p>(7) この要綱に基づく補助金以外の金銭援助を本市から受けていないこと</p>	<p>(1) 看板関係経費（製作・設置・撤去）</p> <p>(2) 広告関係経費（パンフレット作成費等）</p> <p>(3) 施設・設備関係経費（施設使用料・放送器材等）</p>	<p>交付対象経費に2分の1を乗じて得た額から国又は他の地方公共団体からの補助金等を除いた額</p>	区分	開催日が1日	開催日が2日以上	<p>事業の主催者（自らコンベンションの企画及び実施に関する一切の事業を行う団体等をいう。）</p>
			宿泊者が延べ100人以上200人未満	100,000円	150,000円	
			宿泊者が延べ200人以上300人未満	150,000円	200,000円	
			宿泊者が延べ300人以上400人未満	200,000円	250,000円	
			宿泊者が延べ400人以上500人未満	250,000円	300,000円	
			宿泊者が延べ500人以上	300,000円	400,000円	
			活動人数が延べ100人以上200人未満	150,000円		
活動人数が延べ200人以上300人未満	200,000円					
活動人数が延べ300人以上400人未満	250,000円					
活動人数が延べ400人以上500人未満	300,000円					
活動人数が延べ500人以上	400,000円					
コンベンション	100,000円					
<p>次の要件のいずれにも該当するコンベンション、映画撮影等の誘致を行う事業</p> <p>(1) 本市にコンベンション、映画撮影等を誘致する活動であるとともに、本市の海外・県外への知名度の向上に寄与する活動であること。</p> <p>(2) コンベンションの開催地及び映画撮影等の実施地が未決定又は本市が候補地であること。</p>	<p>(1) 広告関係経費（誘致用配布パンフレット作成費等）</p> <p>(2) 活動関係経費</p>	<p>交付対象経費に2分の1を乗じて得た額から国又は他の</p>	映画撮影等	150,000円		<p>事業の誘致者（コンベンション、映画撮影等を本市に誘致する活動を実施する団体等をいう。）</p>
			コンベンション	100,000円		

<p>(3) 誘致者が国又は地方公共団体でないこと。</p> <p>(4) 誘致者が営利法人その他営利を目的とする事業活動を行っていないこと。</p> <p>(5) 政治又は宗教活動を目的とするものでないこと。</p> <p>(6) 公序良俗に反するものでないこと。</p> <p>(7) この要綱に基づき補助金以外の金銭援助を本市から受けていないこと。</p>	<p>費（誘致活動に伴う旅費）</p>	<p>地方公共団体からの補助金等を除いた額</p>		
---	---------------------	---------------------------	--	--